

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	健康管理関連事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

津別町は、健康管理関連事務における特定個人情報の取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねない事を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行う、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

健康管理関連事務では、事務の一部を外部委託先事業者に委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、事業者との間に個人情報の保護及び取扱いに関する契約を締結することで万全を期している。

評価実施機関名

津別町長

公表日

令和8年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康管理関連事務
②事務の概要	<ul style="list-style-type: none">・母子保健法に基づき、母子健康手帳の交付、妊婦健診受診券の交付、新生児訪問、各種乳幼児健診、健康相談等を実施する。・予防接種法に基づき、定期予防接種の勧奨、接種の管理を行う。・健康増進法によるがん検診、各種健康相談、訪問指導等を行う。・新型インフルエンザの予防接種を実施する。
③システムの名称	健康かるてシステム、宛名管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバーサービス検索・電子申請機能、申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
健康管理情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">・番号法第9条第1項、別表第一 14、70、111、126の項・番号法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表(情報提供の根拠)25、26、153、154の項(情報照会の根拠)25、27、28、29、95、96、153の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	津別町総務課庶務係 網走郡津別町字幸町41番地 TEL0152-76-2151
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	津別町総務課庶務係 網走郡津別町字幸町41番地 TEL0152-76-2151
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	次の対策を講じていることから、十分であると考えられる。 ・特定個人情報が含まれた文書を送付する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど複数人で確認している。 ・廃棄書類に誤って特定個人情報が含まれていないか複数人で確認している。 ・システム等データベースへの入力は複数人で内容確認している。 ・特定個人情報が記載された文書は書棚に保管し、施錠している。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	当該システムへのアクセスが可能な職員は、ICカードとパスワードによる認証によって限定しており、ICカード認証により個人番号利用事務業務サーバーへアクセスし、さらに当該システムへのアクセスは事務取扱者のみに制限し、人事異動の際には事務取扱者名簿とアクセス権限について更新するなど適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、事務取扱者以外の職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月3日	I-5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職	課長 石川 篤	課長	事後	
令和1年6月3日	I-7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請	津別町総務課庶務グループ	津別町総務課庶務係	事後	
令和1年6月3日	I-8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	津別町総務課庶務グループ	津別町総務課庶務係	事後	
令和1年6月3日	II-1. 対象人数 いつ時点の計数か	2015/3/2	2019/6/3	事後	
令和1年6月3日	II-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	2015/3/2	2019/6/3	事後	
令和1年6月3日	IV リスク対策	(なし)	(項目追加)	事後	
令和1年12月12日	I-4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ①実施	実施しない	実施する	事後	
令和1年12月12日	I-4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令	(別表第二における情報提供の根拠) 1、2、3、4、5、6、22、26、30、33、39、4	(別表第二における情報提供の根拠) 16の2、16の3の項	事後	
令和2年8月13日	I-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②システム	健康かるてシステム、宛名管理システム	健康かるてシステム、宛名管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	事後	
令和2年12月7日	I-3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項、別表第一 10、49、76の項	・番号法第9条第1項、別表第一 10、49、76、93の2の項	事後	
令和2年12月7日	I-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携①法令	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	
令和3年2月25日	I-1. ②事務の概要	・母子保健法に基づき、母子健康手帳の交付、妊婦健診受診券の交付、新生児訪問、各種乳	・母子保健法に基づき、母子健康手帳の交付、妊婦健診受診券の交付、新生児訪問、各種乳	事後	
令和3年5月14日	I-1. ②事務の概要	・母子保健法に基づき、母子健康手帳の交付、妊婦健診受診券の交付、新生児訪問、各種乳	・母子保健法に基づき、母子健康手帳の交付、妊婦健診受診券の交付、新生児訪問、各種乳	事後	
令和3年5月14日	I-1. ③システムの名称	健康かるてシステム、宛名管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	健康かるてシステム、宛名管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	事後	
令和3年5月14日	I-3. 法令上の根拠	・番号法第9条第1項、別表第一 10、49、76、93の2の項	・番号法第9条第1項、別表第一 10、49、76、93の2の項	事後	
令和3年7月13日	4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上		※令和3年9月1日以降は番号法の改正により、第19条第7号ではなく第19条第8号となる	事前	
令和3年7月30日	1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要		「予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書番号利用法別表第二「102の2」の事務手続を追記	事後	
令和4年2月10日	4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令			事後	
令和5年10月1日	I-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	追記	申請については、窓口・郵送による受付のほか、サービス検索・電子申請機能による申請の追記	事後	
令和5年10月1日	I-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システム	追記	サービス検索・電子申請機能、申請管理システム	事後	
令和5年10月1日	II-1. 対象人数 いつ時点の計数か	2019/6/3	2023/10/1	事後	
令和5年10月1日	II-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	2019/6/3	2023/10/1	事後	
令和7年10月1日	I-1. ②事務の概要	・母子保健法に基づき、母子健康手帳の交付、妊婦健診受診券の交付、新生児訪問、各種乳幼児健診、健康相談等を実施する。 ・予防接種法に基づき、定期予防接種の勧奨、接種の管理を行う。 ・健康増進法によるがん検診、各種健康相談、訪問指導等を行う。 ・新型インフルエンザの予防接種を実施する。 ・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 ・申請については、窓口・郵送による受付のほか、サービス検索・電子申請機能による申請の受領を行う。	・母子保健法に基づき、母子健康手帳の交付、妊婦健診受診券の交付、新生児訪問、各種乳幼児健診、健康相談等を実施する。 ・予防接種法に基づき、定期予防接種の勧奨、接種の管理を行う。 ・健康増進法によるがん検診、各種健康相談、訪問指導等を行う。 ・新型インフルエンザの予防接種を実施する。	事後	
令和7年10月1日	II-1. 対象人数 いつ時点の計数か	2023/10/1	2025/10/1	事後	
令和7年10月1日	II-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	2023/10/1	2025/10/1	事後	
令和7年10月1日	IV リスク対策	(なし)	(新様式移行に伴い項目追加)	事後	
令和8年3月31日	I-1. ③システムの名称	健康かるてシステム、宛名管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー ワクチン接種記録システム(VRS)、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム	健康かるてシステム、宛名管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー サービス検索・電子申請機能、申請管理システム	事後	
令和8年3月31日	I-3. 法令上の根拠	・番号法第9条第1項、別表第一 10、49、76、93の2の項 ・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第5号(委託先への提供)	・番号法第9条第1項、別表第一 14、70、111、126の項 ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	
令和8年3月31日	I-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携①法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 16の2、16の3、115の2の項 (別表第二における情報提供の根拠) 16の2、17、18、19、69の2、70、115の2の項 ※令和3年9月1日以降は番号法の改正により、第19条第7号ではなく第19条第8号となる。	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表(情報提供の根拠) 25、26、153、154の項(情報照会の根拠) 25、27、28、29、95、96、153の項	事後	